

ソシオロゴス

編集規程 | 2005年3月30日 制定

2013年3月29日 改定

【総則】

第1条 本規程は、ソシオロゴス会則に基づき、雑誌『ソシオロゴス』（以下、本誌と略記する。）を編集発行するための手続きを定める。

第2条 本誌は、原則として年1回定期発行する。

第3条 本誌の編集発行のために、編集委員会をおく。

【編集委員会と編集会議】

第4条 編集委員会は、委員長1名、副委員長1名及び若干名の委員から構成される。

第5条 編集委員会の任期は1年とする。

第6条 委員長は、代表が指名し、全体会議がこれを承認する。

2 副委員長及び委員は、委員長が任命する。

第7条 編集会議は、編集委員長がこれを招集し、投稿論文の掲載可否に係る決定を行う。

2 編集会議は公開とする。

【査読】

第8条 投稿論文の査読は、編集会議において任命された査読者2名が開催する査読会議において行われる。

2 査読会議は公開とする。

3 査読会議は、原則として査読者2名と投稿者の参加をもって成立する。ただし、査読者1名が出席できない場合は、別途査読規程に定める手続きによってその出席に代えることができる。

4 査読者は投稿者の要求があった場合、少なくとも2回の査読会議を開催しなければならない。

第9条 投稿論文の掲載の決定は、査読者2名の承認を必要とする。

2 ただし査読者2名の査読結果が異なる場合にかぎって、投稿者は編集会議に再審査要求を申し立てることができる。

3 再審査要求が申し立てられた場合には、編集会議が次項で定める委嘱委員1名を第三査読者として任命する。

4 委嘱委員は全体会議において任命される。任期は編集委員会と同じものとする。

5 第三査読者は、査読者2名及び投稿者の意見を聴取した上で、投稿者の再審査要求を正当と認めた場合にかぎり、自ら代わって査読を行う。

附則1 本規程の変更については、全体会議の議決を要する。

附則2 本規程は、2005年3月30日より施行する。

附則3 本規程は、2013年3月29日に改定され、改定後の規程は2013年4月1日より施行する。